

10月1日から
順次発送

70歳以上の市民が対象
2,000円分の「はなまき小判」を配布します



市では、70歳以上の市民を対象に、花巻商工会議所が発行するはなまき小判2,000円分を配布します。申請は不要です。

- 対象 9月1日時点で、本市の住民基本台帳に記載されている70歳以上の人
- 利用期間 10月15日(木)～令和3年3月21日(日)
- 助成額 はなまき小判2,000円分(1,000円分2枚)
- 配布方法 10月1日以降、本事業の委託先である花巻商工会議所から簡易書留で郵送。郵便局員が対象世帯員に手渡します。
※不在だった場合、不在通知は投函せず、10月15日以降に改めて郵送。2回目の配達でも不在だった場合は、不在通知を投函しますので、郵便局に再配達を依頼するか、郵便局窓口で受け取りをお願いします
- 利用可能店舗 337店舗(9月23日現在)
※利用できる店舗の最新状況は、花巻商工

会議所にお問い合わせください

【問い合わせ】
○配布に関すること…花巻商工会議所(☎23-3381)
○事業に関すること…本館商工労政課(☎41-3539)

◆◆ はなまき小判を販売します ◆◆

花巻商工会議所では、市の事業による無料配布とは別に、例年と同様、はなまき小判(1,000円分の券を920円で販売)を8万枚限定で販売します。
○販売場所・販売期間 ▶なはんプラザ…10月15日(木)・16日(金)[2日間で完売しない場合は、花巻商工会議所本所で10月19日(月)～完売するまで販売]▶花巻商工会議所各支所…10月15日(木)～完売するまで
※土・日曜日、祝日を除く
○販売時間 午前9時～午後5時
○問い合わせ 花巻商工会議所(☎23-3381)



国民健康保険税の減免制度をお知らせします

【問い合わせ】
本館市民税課(☎41-3526)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に申請することで、国民健康保険税の一部または全額の免除を受けることができます。

■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減少額が令和元年中に比べ10分の3以上減少する見込みであること▶令和元年中の所得の合計額が1,000万円以下であること▶令和2年中の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険税額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

対象保険税額=A×B÷C
A…世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B…減少することが見込まれる収入に係る前年所得金額
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の前年合計所得金額

[表2]

前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

【算定例】世帯主(夫)の事業収入が7割以下となる見込みの国保加入世帯の減免額

区分	内容
① 令和元年中世帯合計所得額	400万円(世帯主…事業所得250万円、年金所得100万円、妻…年金所得50万円)
② 令和2年度保険税額	50万円
③ 減少が見込まれる世帯主の所得額	250万円
④ 減免割合	10分の8(前年合計所得金額400万円以下)
⑤ 減免額の算定(②×③÷①×④)	50万円×250万円÷400万円×0.8=25万円
⑥ 減免額	25万円

補助率3分の2
上限100万円

県の観光宿泊施設緊急対策事業費補助金に市が上乗せ補助
宿泊施設感染症対策等整備事業



市では、県の「観光宿泊施設緊急対策事業費補助金」を受け、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む宿泊事業者を対象に、上乗せ補助を行います。

- 対象 市内宿泊事業者(県観光宿泊施設緊急対策事業費補助金を受ける宿泊事業者に限る)
- 補助対象事業 感染症対策に関する整備事業
- ※ワーケーション受入環境整備は対象外
- 補助率・上限額 県観光宿泊施設緊急

対策事業費補助金の補助対象経費合計額が300万円を超えた分の3分の2(上限100万円)

■申請期限 令和3年2月中旬(予定)

*申請方法など、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)

❖❖ 県の観光宿泊施設緊急対策事業費補助金の概要 ❖❖

県では、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む県内の宿泊事業者を対象に、衛生設備やワーケーション受け入れ環境の整備などの費用を支援しています。

- 補助対象経費 次のいずれかに該当する経費
▶機器購入費▶設置工事費▶設備購入費▶備品購入費▶撤去費…など
- ※整備後の設備保守管理費や消耗品購入費などは対象外
- 補助率・上限額 3分の2(上限200万円)
- 申請期限 令和3年1月15日(金)

- 対象 県内の宿泊事業者
- 補助対象事業
○感染症対策整備

区分	内容
衛生設備整備	センサー付き水道蛇口、空気清浄器など
飛沫感染を防ぐための備品購入	アクリル板、ビニールカーテン、ルームサービスマットなど

○ワーケーション受入環境整備

区分	内容
無料公衆無線LANの整備	Wi-Fiなどの導入
スペースの改装に係る設備整備	音響設備設置、プロジェクター設置など
スペースの改装に係る備品購入	事務用デスク、会議用プロジェクター、パーテーションなど

*申請方法など、詳しくは県ホームページに掲載しています



【問い合わせ・申請】県商工労働観光部観光・フロモーション室(☎019-629-5574)

心配な人は
ご相談ください

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

岩手県
帰国者・接触者相談センター
24時間対応
☎019-651-3175
FAX019-626-0837

岩手県
感染症相談窓口
午前9時～午後9時
☎019-629-6085
FAX019-626-0837

厚生労働省
電話相談窓口
午前9時～午後9時
☎0120-565653
FAX03-3595-2756